

## 第29回水戸市農業委員会総会会議録

会長 笹沼恭一は、令和7年11月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

### 出席委員（23名）

1番 岡田幸一	2番 松橋裕子	3番 笹沼恭一
4番 市村正司	5番 安藏久男	6番 飛田信広
7番 小松崎陽子	8番 一木克昭	9番 安邦弘
10番 皆川晃	11番 吉澤勇	12番 大圖金雄
13番 軍地美代	14番 渡邊京子	15番 外岡健寿
16番 雨貝裕	17番 関成一	18番 高安幸一
19番 雨谷克己	20番 深谷泉	21番 今関征一
22番 浅井紘一	24番 高橋基	

### 欠席委員（なし）

### 事務局

事務局長	吉川正浩	次長	岩間雅徳
次長補佐 兼調査広報係長	海野尚史	農地係長	谷津知一
農地係	塙田一平	農地係	野村俊貴
農政係	小橋央樹		

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

#### 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 農地改良協議に対する同意について

## 会議の概要

事務局 皆様おはようございます。

先日行われました研修会に参加いただいた方、本当にお疲れさまでした。皆様のご協力により楽しく3日間研修をできましたことを、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、時間前ではございますが皆様おそろいですので、総会を始めたいと思います。

会長、よろしくお願ひします。

会長 皆さん、おはようございます。

初めに、このたびの秋の叙勲におきまして、雨谷克己委員が瑞宝単光章を授与されましたので、ご報告いたします。

(「おめでとう」の声あり)

会長 なかなか叙勲をいただくことはできません。本当におめでとうございます。

それから、先日の、北海道研修に行かれた方は、大変お疲れさまでした。内容のある研修ができたと思っております。3日間とも本当にいい研修ができたと思っております。

研修の最終日で、帰路の飛行機が運航遅滞になり、時間どおりには戻れませんでした。その際に運航会社から適切なアナウンスがあればよかったのですが、何もアナウンスがありませんでした。どうやら遅れた理由は前区間のフライト中に急病人が出て、前の空港へ引き返したためということでした。

そのような理由のアナウンスが適時あったのならば皆様も不安な気持ちにならずに待てたのになと思い、私は大変不満でありました。

農業委員会活動とすれば、任期の1年目に日帰り、2年目に1泊、3年目に2泊の研修が終わったわけですが、まだ任期が来年7月の19日までありますので、どうぞ皆様にはご協力よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいまから第29回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名、欠席委員はありません。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

12番 大圖金雄委員、13番 軍地美代委員、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第29回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が16件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が30件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が6件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が11件、農地法第18条第6項の通知が1件、農地改良協議が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして71件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として発言ができませんので、調査の上、代理発言を10番、皆川晃委員にお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。  
第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案説明に入ります前に、議案書の表示位置について説明がございます。

第1項でございますが、土地の面積の表示位置が所定の位置からずれて印刷されておりました。申し訳ございませんが、面積の表示されている順番に地番をひもづいた面積としてお読み取りいただきますようお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、 法令に照らし許可相当と思われますので、 ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、 いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、 異議なしと認め、 許可と決定いたします。

次に、 第2項を上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局 第2項でございますが、 内容は議案書のとおりでございます。 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、 法令に照らし許可相当と思われますので、 ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、 いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、 異議なしと認め、 許可と決定いたします。

次に、 第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、 内容は議案書のとおりでございます。 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関して調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項及び第7項、第8項は関連ありますので、まとめて上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項、第7項及び第8項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第6項、第7項及び第8項の契約内容は、全て売買であります。受人は、自作地に近接し耕作に便利なため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

飯富地区ですが、安藏が調査してきました。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、隣接地に居住予定であり自家消費するため譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

この方は自給的農家ということでこの農地は生活道路に挟まれて狭いので、やはり家庭菜園程度が適當だと思います。それで、近く隣接地に居住予定ということなので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますのでご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項及び第15項は関連がありますので、まとめて上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項、第15項は関連があるので、併せてご説明いたします。

第14項、第15号ともに契約内容は売買であります。受人は以前から耕作してきたため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

本人は、農業法人の従業員として働いていまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程します。

第1項上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がありのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

本件に関して調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和5年12月15日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としては計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願い

いたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は5か月であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様の審議よろしくお願ひします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第11項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。  
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

ます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

この件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。  
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項、第22項は関連がありますのでまとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項及び第22項でございますが、関連がございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、第21項が贈与で第22項が使用貸借でございます。

申請人は、現在アパートに住んでおりますが手狭なので住家を新築し、併せて建築予定である住宅のための水道管を埋設するため、8か月間の一時転用申請でございます。

住宅予定地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と想料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

水道管埋設地は、農振農用地であります、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われます。

なお、住宅に関しましては、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と想料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水

道・下水道が埋設された道路に面し500メートル以内に歯科医院と認定こども園があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第30項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長 次に、議案第4号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程します。事務局から説明をいたさせます。

事務局 お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

農地の非農地判断につきましては、今年10月の農地パトロール及び現況調査において、森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難である。また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難であると地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また、法務局等関係機関に対しては非農地通知一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明ありがとうございましたが、該当する地区の関係委員からの意見を聞いて判断をしたいと思います。

安委員、お願いします。

安委員 9番、安です。

この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元は困難であるため非農地と思われますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ただいま関係委員から非農地が妥当とのご意見でございますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に高橋委員に關係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

（高橋基委員一時退席）

議長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、宮内よりご説明いたします。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

高橋委員に係る貸借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、促進計画書（一括方式）の59、60ページの7筆でございます。

こちらは全て田で、設定面積2万2,246平米、設定期間は10年、設定者2名、取得者1名でございます。貸借設定日は、令和8年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議長 ただいま事業担当課から説明ありがとうございましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高橋委員に着席を求めます。

（高橋基委員着席）

議長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 承認をいただきました面積を除いた部分につきまして、説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が設定面積27万6,654平米、畠が設定面積7万4,726平米、設定者81名、取得者32名でございます。

貸借権等の設定日は、令和8年1月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたら、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に雨谷克己委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(雨谷克己委員一時退席)

議長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

雨谷克己委員に係る貸借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、促進計画書（再転貸）の4ページの1筆でございます。

こちらは田で、設定面積317平米、設定期間は3年、設定者1名、取得者1名でございます。設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。貸借設定日は、令和8年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 ご承認をいただきました面積を除いた部分につきまして、説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が設定面積993平米、畠が設定面積6,218平米、設定者2名、取得者3名でございます。

なお設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

貸借権等の設定日は、令和8年1月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席いたします。

(事業担当課退席)

議長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧願います。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 以上をもちまして、第29回総会を閉会いたします。

ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

閉会 午前10時10分